

令和3年8月23日

事業主各位 様

伊賀 労働基準監督署

「特定化学物質障害予防規則」の改正に伴う自主点検のお願いについて

平素より労働安全衛生の推進にご尽力賜り、深く御礼申し上げます。

このたび、**特定化学物質障害予防規則**が改正され、「**金属アーク溶接作業**」に伴い排出される「**溶接ヒューム**」について、神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになり、化学物質障害予防の観点から各種の規制が追加され、令和3年4月から一部の規制が施行されています。

つきましては、別添「**改正特定化学物質障害予防規則（金属アーク溶接）に係る自主点検表**」に沿って下記事業場の状況の点検を行っていただき、末尾の「回答表」を、令和3年9月30日までに伊賀労働基準監督署監督・安衛課までFAX又は郵送によりご報告いただきますようお願い申し上げます。

なお、本改正の概要につきましては、同封の資料や三重労働局のホームページ（URL：https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/tokka_arc.html）等をご参照ください。

問い合わせ先

伊賀労働基準監督署監督・安衛課

担当：中島・森下

TEL：0595 - 21 - 0802

FAX：0595 - 21 - 2640

改正特定化学物質障害予防規則（金属アーク溶接等作業）に係る自主点検表

FAX・郵送による回答は末尾（4ページ目）の「（回答票）」に質問内容に対する回答を記入し（該当するものに○をつける）送付してください。

Q1：建設現場、工場、自社作業場等において金属アーク溶接等作業を行っていますか。

「金属アーク溶接等作業」とは、アークを熱源とする溶接、溶断又はガウジングがすべて含まれ、TIG溶接や炭酸ガスアーク溶接（MIG、MAG等）、プラズマアーク溶接も対象となります。一方で、燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断又はガウジングは対象ではありません。

有・無

「有」の場合はQ2以下も回答してください。（「無」の場合はQ2以下の回答不要です。）

Q2：金属アーク溶接等作業を行う作業場所について以下から選択して回答してください。

(1) 屋外作業のみ行っている	
(2) 屋内作業のみ行っている	
(3) 屋外・屋内作業ともに行っている	

(1) の場合は、以下 Q3～Q6 を、それ以外の場合（屋内作業を含む場合）は Q3～Q10 について回答してください

Q3：令和3年4月1日より、金属アーク溶接等作業を行わせる労働者に対し、雇入時や作業変更時に、原材料等の有害性、安全装置や保護具の取扱方法、その他、金属アーク溶接等作業に関する安全又は衛生のために必要な事項、について安全衛生教育を行う必要があります。現在の状況について回答してください。

(1) 行っている	
(2) 行っていない	

Q4：令和3年4月1日より、常時金属アーク溶接等作業に従事する労働者に対し、6か月以内ごとに1回、溶接ヒュームを取扱業務等についての特殊健康診断を実施する必要があります。（健診項目は別添参照）現在の実施（受診）状況について回答してください。

(1) 既に実施済みである	
(2) 6か月以内に実施予定である	
(3) 実施する予定はない	

Q5 令和4年4月1日より、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任し法定の業務（別添、参照）を行わせる必要があります。現在の選任状況について回答してください。

(1) すでに技能講習修了者のうちから選任し、法定業務を行わせている	
(2) 技能講習修了者はいるが未選任（選任したが法定業務を行わせていない場合を含む）	
(3) 技能講習修了者がいない	

Q6 令和3年4月1日より、金属アーク溶接等作業を行う作業場所（環境）について、以下の措置が義務付けられています。現在の措置状況について回答してください。

質問 No	措置内容（質問事項）	措置の有無（回答）
Q6-1	溶接ヒュームに汚染されたウエス、紙くず等は、ふた付きの不浸透性容器に収めてますか。	有・無
Q6-2	作業場所の床を不浸透性のものにしていますか 注 作業場所が、建築現場における鉄格子（すのこ状のもの）の足場上のみで、屋外作業場であり、繰り返し行われな ない金属アーク溶接等作業であって、かつ、溶接ヒュームが堆積するおそれのない場合は、非該当を選択してください。 （この場合は堆積粉じんの処理作業を行う必要のないものであり、不浸透性の床でなくても差し支えありません。）	有・無・非該当
Q6-3	関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行っていますか。	有・無
Q6-4	溶接ヒュームの運搬、貯蔵する時には、堅固な容器等を使用していますか。また、貯蔵場所を決め、関係者以外を立入禁止にしていますか。	有・無
Q6-5	常時金属アーク溶接等作業に従事する労働者がいる場合、作業場所以外に休憩室を設けていますか。	有・無
Q6-6	労働者の身体や衣服を洗浄する 設備を設けていますか。 注 洗眼、洗身、又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備をいいます。	有・無
Q6-7	国家検定品の呼吸用保護具（防じんマスク）を使用させていますか。	有・無
Q6-8	作業場内喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行っていますか。	有・無

屋外のみで作業を行っている場合、質問は以上となります。

屋内での作業を行っている場合は Q7 以降も回答してください。

Q7以降の質問は、**屋内で金属アーク溶接等作業を行っている事業場**についての質問となります

Q7 令和3年4月1日より、屋内で金属アーク溶接等作業を行う場合、全体換気装置の設置またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。

現在の措置状況について回答してください。

同等以上の措置とは、プッシュプル型換気装置、局所排気装置などを指します。

(1) 設置している。	
(2) 設置はしていないが検討している	
(3) 今後も設置する予定はない	

Q8 令和4年3月31日までに、金属アーク溶接等作業を継続して行う事業場については、個人ばく露測定という方法により、空気中の溶接ヒューム濃度を測定し、令和4年4月1日以降はその結果に応じて、必要な作業環境の改善を行い、最終的な測定結果に基づいて有効な呼吸用保護具を選択し労働者に使用させることが義務づけられました。（別添 参照）現在の措置状況について回答してください。

(1) 既に溶接ヒュームの個人ばく露測定を実施した	
(2) 令和4年3月31日までに実施する予定である	
(3) 今後も実施する予定はない	

(1)の場合はQ9以降も回答してください。（(1)以外を回答した場合、質問は以上です。）

Q9 Q8で個人ばく露測定を実施している場合、測定結果がマンガンとして $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ 以上である場合に、換気装置の風量の増加等による作業改善措置を行っていますか。測定結果に基づく措置状況について回答してください。

(1) 測定結果（マンガンとしての濃度）が $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ を下回っていた	
(2) 測定結果（マンガンとしての濃度）が $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ 以上であったため、作業環境改善を行い、 $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ を下回っている	
(3) 測定結果が $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ 以上であったが、特に作業環境改善措置を行っていない	

Q10 Q8で個人ばく露測定を実施している場合、測定結果から計算した要求防護係数を満たす呼吸用保護具を選択し、労働者に使用させていますか。測定結果に基づく措置状況について回答してください。

(1) 測定結果に基づき、有効な呼吸用保護具を選択し使用させている	
(2) 呼吸用保護具を使用させているが、測定結果に基づいたものではない（例えば従前から使用している防じんマスクを使用させている等）	

点検事項は以上です。回答は別紙「（回答票）」へ記入してお送りください。

別紙 回答表（特定化学物質障害予防規則（金属アーク溶接等作業））

<回答要領>

郵送または FAX にて回答をお願いいたします。

郵送の場合は、この自主点検表をそのまま郵送してください。

FAX の場合は、別紙（このページ）のみを送信してください

<回答先>

〒518-0836 三重県伊賀市緑が丘本町 1507-3

伊賀労働基準監督署 監督・安衛課

FAX : 0595-21-2640

回答者（必ず記入してください）

事業場名（法人名・支店名）

回答者氏名

電話番号（ - - ）

回答内容（該当するものに○をつけて回答してください。）

○屋内・屋外作業共通事項

No	Q1	Q2	Q3	Q4	Q5
回答	有・無	(1)・(2)・(3)	(1)・(2)	(1)・(2)・(3)	(1)・(2)・(3)
No	Q6-1	Q6-2	Q6-3	Q6-4	Q6-5
回答	有・無	有・無・非該当	有・無	有・無	有・無
No	Q6-6	Q6-7	Q6-8		
回答	有・無	有・無	有・無		

屋内作業

No	Q7	Q8	Q9	Q10
回答	(1)・(2)・(3)	(1)・(2)・(3)	(1)・(2)・(3)	(1)・(2)